

事業内容・方法		事業内容・方法を実施する際の障害	
①沐浴人形の抱っこ体験 ・妊娠シミュレーターによる妊婦体験、生命のはじまり ・保護者からの手紙など ②講話による講演会(心と身体の成長について) * 保護者および関係者へも参加を呼びかけている。		○教育委員会との連結調整。 ○対象学年の市側と学校側との相違等(ある場合)	
短期目標が達成されたかをみる指標		教室前後でのアンケートによる	
長期目標が達成されたかをみる指標		未婚妊婦・10代の人工妊娠中絶率の低下	
従事者(職種)	保健師、助産師	予算・根拠・法令など	児童環境づくり基盤整備事業 健全母性育成事業 200,000 円

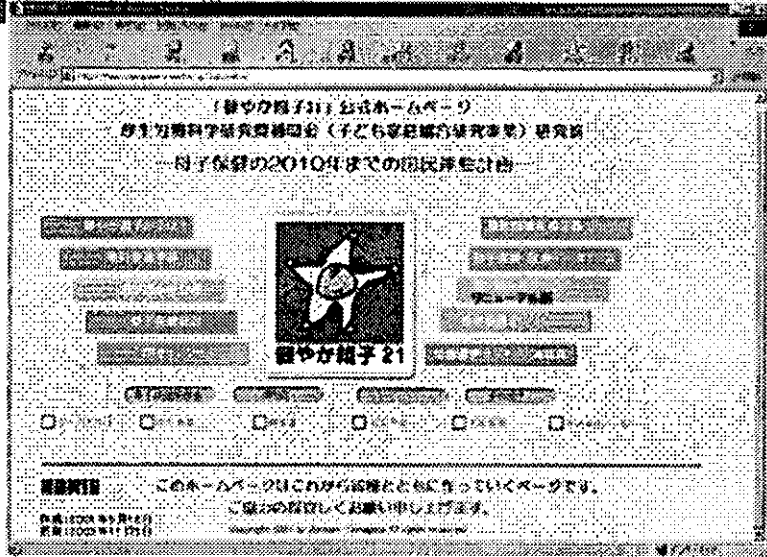
短期目標をどのような指標で評価するかが書かれていないようです。どのような方法で評価するかは書かれていますので、その中身も書くとういでしょう。たとえば2次性徴の何を理解すればよいのかを具体的に書いておくと、外部講師(保健師さん自身かもしれない)との調整もうまくいくと思います。教科書でどのようなことが教えられているのかもチェックしておくとういと思いますよ。あと、生命の尊さ、他者への思いやりを実感する心を育むとありますが、短期目標にするには少しおおがかりなような気がします。これはふれあい事業ではないのですかね?沐浴人形もとてもよい試みですが、赤ちゃんが町にたくさんいるのでしたら、ふれあいも考慮してみたいかがでしょうか。松浦

山縣作成		事業のテーマ		一番楽しかったことはなにに? ～親子のコミュニケーション推進事業～	
対象者/対象者数	小学生とその親	実施期間・回数	毎日		
テーマの目的(短期目標)		1日に1回 親子の会話をする機会をつくる			
長期目標		コミュニケーションできる親子関係を築く			
事業内容・方法			事業内容・方法を実施する際の障害		
小学生の親子に「今日一番楽しかったことはなにか」または「今日一番悲しかったことは何か」について話し、その記録を学校でまとめ、町の健康祭や文化祭で発表する。			町の事業として学校が主体で実施するため十分な連携が不可欠		
短期目標が達成されたかをみる指標		参加数、参加親子、会話回数			
長期目標が達成されたかをみる指標		地域での大人と子どもの共同事業(祭りやリクレーション)の回数			
従事者(職種)	教師、保健師、親子	予算・根拠・法令など	展示費用、賞状など		

研修会に参加いただいたみなさんへ:

松浦でございます。今回は、青森の豪雪の一端をかいまみるような天気でした。研修会の会場の窓から外をながめると一面の雪。雪国を知らないわたしは不思議な気がしたものです。青森県は、ご紹介したデータにもありますように、思春期保健のとくに性教育に関連する指標が全国でも珍しくここ数年で改善傾向にあるようでした。みなさんの問題意識が取り組みに、そして子どもたちの行動に少しずつよい影響を及ぼしているのだと思います。短期目標は簡潔なものでかまいません。一つ一つ、足もとを確かにして積み上げていくことが大切だと思いました。ふれあい体験事業に取り組んでいる市町村も多いようです。学校だけではなく、町のさまざまな部門の人たちと連携をするために、連絡協議会などをつくってみるのもよいアイデアだと思いました。今回はありがとうございました。松浦

3. データベース研修会



「健やか親子21」公式ホームページ
<http://rhino.yamanashi-med.ac.jp/sukoyaka/>



学校保健・地域保健担当者研修会 in 奈良県

2004. 1. 31 (土) 13:30～



会場：橿原文化会館

厚生労働省科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業

「地域における新しいヘルスケア・コンサルティングシステムの構築に関する研究」班

主任研究者：山縣然太郎

分担研究者：松浦賢長



1. はじめに (松浦)

研究班紹介

健やか親子 21HP 紹介

今回の研修会の目的は、幼児の発達や幼児の家族の育児支援を考える地域保健担当者と学校保健担当者の連携をはかるために、3歳児健診や幼稚園の健康診断を窓口、保健師と幼稚園養護教諭の職務(得意・不得意分野)を知ることです。

2. 幼稚園の健康診断について (奈良教育大学教育学部附属幼稚園養護教諭 山口智佳子 13:45～)

ア. 健康診断の目的について

- ・ 幼稚園での健診は、集団生活を送っていく上で、健康などに注意すべきことがないかどうかをみる。
- ・ 問題があった園児をスクリーニングする。
- ・ 幼児が自分の身体を知り、自分の身体に興味・関心をもつ機会にする。



イ. 健康診断の法的根拠

- ・ 資料1参照→学校保健法第7条及び同施行規則第7条による措置について。母子保健法の中の保育園・保育所の「乳幼児期における健康診査及び保健指導における留意事項」について。

ウ. 健康診断の項目

- ・ 資料2参照→日本学校保健会「児童生徒の健康診断マニュアル」掲載。
- ・ 資料3参照→附属幼稚園の健康診断の実施項目・実施年齢・実施期間・保護者同伴の有無掲載。
 - * 養護教諭がいる幼稚園といない幼稚園では実施項目が異なる。
 - * 養護教諭がいる幼稚園の中でも実施項目・実施方法・実施期間がまちまちである。
 - * 課題は、健診項目の必要性を検討することである。

エ. 健康診断結果通知

- ・ 資料4参照→健康調査票掲載。定期健康診断は、6月30日までに実施し、結果は21日以内に保護者に通知する。

- ・ 資料5参照→異常がみられた児に対してだけ通知する方法。
- ・ 資料6参照→健康診断結果全てを通知する方法。

オ. 健康診断の記録

- ・ 資料7参照→幼児健康診断票掲載。これは公簿であり最終学年終了から5年保存する。

3. 3歳児健診について（下市町保健センター保健師 森川美保子）

13 : 55～



○公衆衛生とは

・ 定義

ウインスロウによれば・・・

「公衆衛生とは、共同社会の組織的な努力を通じて、疾病を予防し、寿命を延長し、身体的・精神的健康と能率の増進をはかる科学・技術である」

・ 分類

公衆衛生はその対象者によって、母子・成人・老人保健、あるいは、生活の場のよって地域・学校・産業保健などとさらに細かく分類される。

○衛生行政とは

憲法第25条の規定に基づいて、すべての国民の健康の保持増進を図るため、国や都道府県、市区町村によって行われている公の活動である。

<分類>

- 1) 一般衛生行政（地域保健）
- 2) 学校保健行政（学校保健）
- 3) 労働衛生行政（産業保健）
- 4) 環境保全行政

○衛生行政の体系

・ 一般衛生行政（地域保健）

国（厚生労働省）－都道府県－保健所－市町村

・ 学校保健行政（学校保健）

国（文部科学省）－（都道府県）－（市町村）－学校
（私学については、知事部局の私学担当課）

○地域保健とは

- ・ 地域社会を単位とし、その地域特定にあった総合保健を展開することおよびその推進の過程である。

<総合保健>

狭義の医療を包括して、健康増進から疾病予防、早期発見、治療、リハビリテーション、ターミナルケア等保健活動の総称

○地域保健の法的根拠

◎地域保健法（1994年 H6）

<考え方>急激な人口の高齢化と出生率低下、疾病構造の変化、地域住民のニーズの多様化などに
対応し。サービスの受け手である生活者の立場を重視した地域保健の新たな体系を構築する。

◎その他地域保健事業の法的根拠

健康増進法、母子保健法、老人保健法、予防接種法、感染症予防法*、結核予防法、栄養改善法、
精神保健法*、地方自治法等（*は通称名）

○ライフステージごとの衛生行政

妊娠期	地域保健
出産	
3歳6ヶ月	
教育機関入学	学校保健
教育機関卒業	
就職	産業保健 (自営業等は地域保健)
退職	
老後生活	地域保健

○保健所と保健センターの違い

・保健所

設置主体：都道府県

役割：地域保健の広域的・専門的・技術的拠点

・保健センター

設置主体：市町村

役割：地域住民の身近な対人保健サービスを総合的に行う拠点

○保健師の活動 No.1

保健師という資格について

根拠法規	免許付与者	養成機関			
		指定権者	養成形態	入学資格	修業年限
保健師助産師看護師法	厚生労働省	文部科学省	大 学	高校卒	4年
			短期大学 専攻科	短大卒で 看護師国家試験 有資格者	1年
		厚生労働省	専修・各種 学校	看護師国家 試験有資格者	1年

○保健師の活動 No.2

都道府県型保健所保健師の活動

①関係機関との連携により広域的な健康課題の解決

②精神保健福祉対策、難病対策、結核・感染症対策、エイズ対策等において専門的な保健サービスの提供

③健康危機管理の体制づくり

○保健師の活動 No.3

<都道府県型保健所保健師の活動 つづき>

④先駆的保健活動の実践とその事業化と普及

⑤生活衛生、食品衛生対策に関連した健康問題の解決

⑥地域の健康情報の収集・分析・提供、調査研究実施と各種保健計画策定等に参画し、保健・医療・福祉の包括的なシステム構築を図る

⑦市町村の求めに応じ、広域的、専門的な立場から、技術的な助言と支援、連絡調整に努める

○保健師の活動 No. 4

市町村保健師の活動

①健康増進、老人保健、介護予防、母子保健、精神保健福祉、障害者福祉等各分野の保健サービスを関係者と協働で企画・立案・実施・評価

②各種保健計画とそれに基づいた保健事業の実施

○保健師の活動 No. 5

＜市町村保健師の活動 つづき＞

③保健計画にとどまらず、高齢者保健福祉計画、障害者プラン、まちづくり計画等の策定に参画、施策に結びつく活動実践

④保健・医療・福祉等との連携・調整による地域ケアシステム構築を図る

○三歳児健康診査及び予防接種の目的

・三歳児健康診査

①疾病・異常の早期発見・早期対応（治療）

②育児支援・健康推進の援助・助言の場

③成長・発達の評価

・予防接種

①伝染病発生及びまん延の予防

→ 国民全体の抵抗力向上

○＜三歳児健診＞ No. 1

＜準備＞

①対象者名簿作成（3歳6ヶ月～8ヶ月児）

②対象者宛案内文及び問診票郵送

③前回健診結果、確認事項を名簿に転機

④健診依頼医師・歯科医師への連絡

⑤健診当日スタッフ（専門職パート）の出動調整

⑥会場設営

○＜三歳児健診＞ No. 2

＜当日＞

①ケースに対するカンファレンス

②スムーズな健診実施のための調整

③問診・生活相談

④医師以外のスタッフにおけるケース及び事業実施に関するカンファレンス

○＜三歳児健診＞ No. 3

＜健診終了後＞

①会場片付け

- ②健診受診結果を個別に確認、データバンクの入力
- ③未受診者への電話等の連絡
- ④フォローの必要な児に対する体制整備、関係機関との連絡調整

○＜予防接種＞No. 1

＜準備＞

- ①対象者及び前回未受診者の確認と名簿作成
- ②名簿に基づいた案内の送付
- ③ワクチン量の確認
- ④依頼医師への連絡
- ⑤看護師、事務（パート）の出動調整

○＜予防接種＞No. 3

＜接種後＞

- ①予診票記入個所の捺印
- ②結果をデータバンクに入力
- ③②をもとに接種者名簿作成
- ④使用ワクチン及び接種医師の記録
- ⑤未接種者で連絡のあった児に関しては、次回からの接種スケジュールの確認
- ⑥副反応に対する対応

..........* 講師紹介 *.....*

4. 山縣講演



14:05～

5. グループ討議 バズについての説明（山縣）

15:00～

Ice Breaking テーマ「養護教諭または保健師になって職業上感動したこと」

*グループごとに個々で発表しあう。

6. グループ討議 バズ1

15:20～



7. グループ討議発表：1

15：45～

保護者との接点

コメント：根本的な違いの発表であった。

健診結果の活用方法

コメント：内容的には発達状況等の問題点が挙がっている。

発達の状況・成長の状況把握

コメント：身体測定、保護者からの情報で把握している。

発達の状況・成長の状況把握

保護者に相談を促してはいるが、なかなか相談がない。プライバシーの問題がある。工夫は、保護者の了解を得て保育士と一緒にこなう。

コメント：生まれたときから状況を把握できていること。

8. グループ討議 バズ2

16：00～

発達のことでこういう話ができたらいいなあ。と思うこと

幼稚園の先生と一緒に相談の場に参加して欲しい。

お母さんが具体的に要求を書き、幼稚園の先生に渡してもらい、皆で話し合う。

母子手帳を介して記録を残していくことは大切だと思う。

健診のデータを共有するとき、問題のある場合は特に留意が必要。

母子手帳を幼稚園教諭はみる必要がある。

問題のある児に対して、地域の状況を聞けたら言いと思うが、プライバシーの問題があるので、行政と学校とで連携を取って欲しい。

幼稚園はお客様なので・・・情報は地域からあげていただいても良いのである。

プライバシーの問題をどう克服していくか。

健診時等で関わる時人間関係を充分に作っていくこと大切。

当事者を中心にしてサポートしたい。

代表者の会議を持つこと必要。

いろいろな意見を聞きあうことが必要。

地域で活躍されている保健師・担任・保護者の3者で話すことの大切さ。

①健診結果の生かし方

健診結果の情報をもとに保護者にどのような指導をしているか

健診結果を保護者に指示しているか記録は何にしているか

職員の中でどこまで健診結果の情報を共有しているか

記録は何にしているか

②発達の状況・成長の状況の把握

どのように把握しているか（健診の時・日常…）

客観的な把握ができているか

③保護者との接点

どのような機会に接点をもっているか

どのような時に必要か

小松原班

①健診結果の生かし方



地域保健担当者の場合

3才児健診…3年保育入園後になることもある。

受診率が低下している…自宅でする検査

入園…集団に入ってからフォローが必要な場合、保護者から園に伝えるように指導している。保護者の希望があれば、直接伝えることはあるがプライバシーの問題がある。就学まで地域と園で援助する必要書面で保護者に伝える。親子共々をみる健診。



学校保健（幼稚園）担当者の場合

入園時…3才健診の結果調査する。

入園後、健診、低身長・虐待・内科・眼科・歯科・聴力・視力なるべく早く実施（2年保育）。ランドルト環・オージオメータ使用

行動観察をして必要があれば医療機関紹介

保健センターとの連携不足がある。保護者からしか情報が入らない。

保護者の理解不足。隠したい、認めたくない思いが保護者もある。

専門機関から情報が来ることもある。毎日接する。

経過観察を要する幼児への対応。発達の問題（プライバシー）。

保護者にゆだねている。地域も園も情報を共有したい気持ちはある。

久保のり子
山本十三代
和辻富貴子
栗本和美
青野美保
辻口香里
松田哲子
渡辺誓代
西野久美子
松田孝美
井神訓子
小松原かおり

石原班

③保護者との接点



山野恵美子
真弓規子
岡野雅洋子
中 崇江
巽 由貴子
勝谷栄子
永谷智子
大中洋子
大植敬子
横上愛子
小林真理
石原知恵

地域保健担当者の場合

接点 健診、相談、教室（療育・健康づくり）、訪問、電話
違 3才健診以降、関わる機会がない。幼稚園、保育所に任せてしまう。
問題ある人に勝手に訪問したり電話したりできる。
相 相談してくれる人は信頼関係を築きやすいけど、来ない人とは
難しい…でも本当は関わりたい。

学校保健（幼稚園）担当者の場合

接点 日中、教室に補助として入るとき、園庭開放時、
4月に保健だよりで保健室のPR、夏休み明けの調査に答える、あい
さつ当番、健康手帳の記入、健康手帳の内容に手紙を書く。
違 毎日顔を合わせるので、日ごろの観察ができる。
相 相談してくれる人は、信頼関係を築きやすいけど、来ない人と
は難しい…でも本当は関わりたい。

今やっていること

母子保健推進会議（保健センター、幼稚園、保健所、教育委員会、
児童福祉課）子育て講座を幼稚園で行い、保健師も入る。

やりたいこと

代表者会議だけでなく、担当者会議を持ちたい。
子どもや保護者のことをよく知る者同士が回数多く会う会議をもつこと
で、情報が回り生かされる。

山口班

②発達の状況・成長の状況の把握

山上 梢
渡辺美和子
佐多恵子
谷 玲子
瀬戸郁子
野村佳代
奥 元子
若林治美
高橋美音子
水上知子
山口智佳子
山口ゆり



地域保健担当者の場合

3才児健診のときに確認

保育所との連携に子どもの状況を確認

健診終了後、集団生活に入るために申請時に一緒に行って話しをする。

健診後も、幼稚園・保育所に入り込んでいる。就学前も幼稚園（公立）と小学校の間に入ってワンクッション置く。

学校保健（幼稚園）担当者の場合

入園当初の保健調査票にチェックして6月末までに健診を受ける。

信頼関係を作ってから相談を受けたり、一緒に考える。

保護者からの相談、日々子ども達を観察して園医と相談。

3才児健診があまり生かされていない。保健所と園がどう連携するか？

森川（江寄）班

②発達の状況・成長の状況の把握

安田 梓
佐藤亜希子
山下延代
望月由理子
萩森知寿子
村上志都香
新田鈴江
山口和子
吉見明子
山中佳奈
江寄和子
森川美保子

地域保健担当者の場合

健診結果で訪問 発達状況のチェック

園との連絡をすることもある（但し、保護者の了解を得て）。

家庭訪問、電話訪問、予防接種の時に関わる。

心理療法師等、他の職種との連携をもって関わる。

学校保健（幼稚園）担当者の場合

身体測定で保護者と話す（保健師さんとの関わりがない）。

おたより帳に相談事を書いて来られることが多い。





9. 山縣

16:23~

- ・ 学校保健としてのシステムはまだ確立していないことが課題。
- ・ 情報を地域・園・保護者で共有することが大切。
- ・ 園・地域で話し合うことが大切で、知ることが大切である。
- ・ 混乱をおこさないためにきちんとした連携必要。
- ・ 個人の情報をどう扱うか。当事者がここは知っていて欲しいなどの把握出きるようなシステムが必要。これが情報の共有である。保護者には封をせずに渡していることも大切。

10. 車谷先生ご紹介 ご挨拶 16:28~

11. 終わり(山縣) 16:30~

連携によってすばらしい感動を得ていただけたと思います。



「健やか親子 21 & 次世代育成支援研修会」 in 福岡

— 2004・1月26日(月) —



厚生労働省科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業

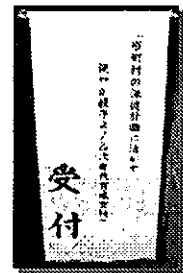
「地域における新しいヘルスケア・コンサルティングシステムの構築に関する研究」班

主任研究者：山縣然太郎

分担研究者：松浦賢長

1. はじめに (松浦)

新世紀の母子保健を担う新たな考えとして策定された「健やか親子 21」を推進していく上で、計画や事業を策定する段階において、数値評価を取り入れた新しい考えをまわりに理解してもらいにくい。本当に役立つ事業を展開していきたいが、事業の見直し方が分からなかったり、市町村の合併問題があるなど、問題が多々ある。また、次世代育成支援対策法が成立し、担当者に課せられた課題は大きなものである。このような中、今回の研修会を有意義なものとしてご参加いただいた皆様には、何かを習得していただきたい。

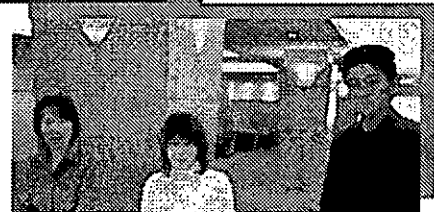


目的

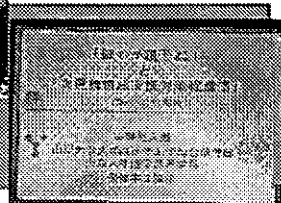
- ①「健やか親子 21」の新しい考え方を取り入れた保健計画をいかに企画するか。「健やか親子 21」公式ホームページを活用し実際の方法を習得する。
- ②次世代育成支援対策計画に、母子保健担当者がどのように関わっていくか、母子保健計画・事業の意義を知る。
- ③それぞれの市町独自の課題に関する質疑応答。

講師紹介

山縣然太郎 山梨大学医学部保健学Ⅱ講座 教授
松浦 賢長 福岡県立大学地域看護学 教授
森山 浩司 福岡県立大学地域看護学 助手
樋口 善之 福岡県立大学地域看護学 助手
白石 裕子 山梨大学医学部保健学Ⅱ講座 大学院生
葉袋 淳子 山梨大学医学部保健学Ⅱ講座 大学院生



2. 「健やか親子 21」と「次世代育成支援対策推進法」について (山縣講演)



1-1 健やか親子 21 の性格

○21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンであり、かつ、関係者、関係機関・団体が

一体となって推進する国民運動計画

○安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりという少子化対策としての意義

○少子・高齢社会における健康な生活の実現を目指す「健康日本21」の一翼
2001年から2010年（2005年に評価と見直し）

1-2 基本視点

- ① 20世紀中に達成した母子保健水準を低下させない努力
- ② 21世紀中に達成し切れなかった課題を早期に克服
- ③ 20世紀終盤に顕著化し、21世紀にさらに深刻化することが予想される新たな課題に対応
- ④ 新たな価値尺度や国際的な動向を踏まえた斬新な発想や手法により取り組むべき課題を探求

1-3 「健やか親子21」の課題設定

1. 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進
2. 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援
3. 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備
4. 子どもの心の安らかな発達促進と育児不安の軽減

1-4 「健やか親子21」の推進方策

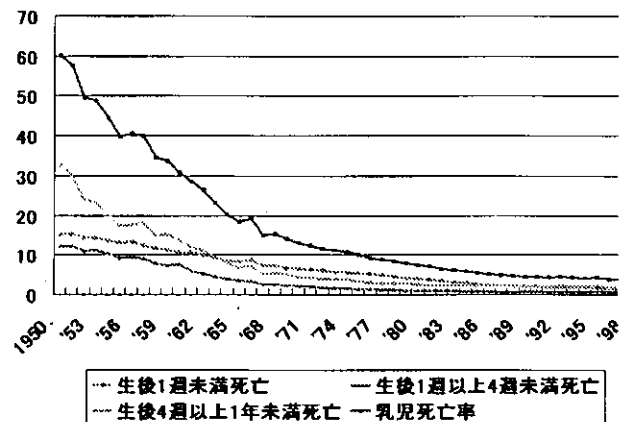
1. 基本理念

1986年のWHO国際会議で提唱された公衆衛生戦略であるヘルスプロモーションにおく

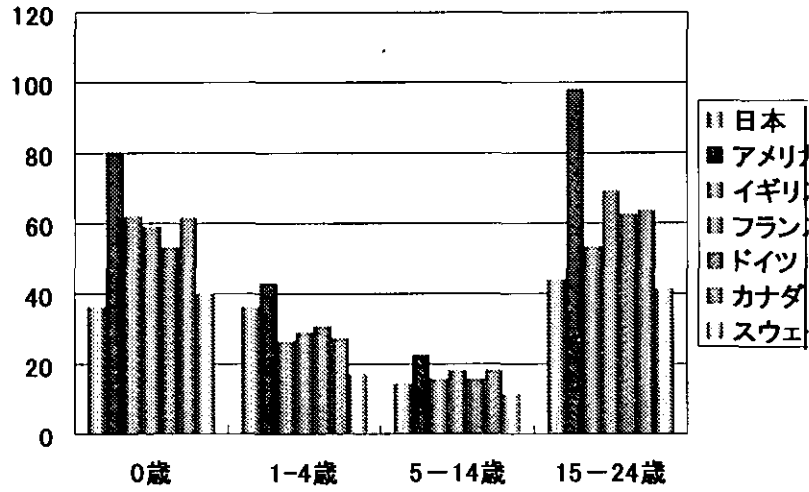
2. 推進方策

- ① 各団体の取り組み内容の明確化と自主的活動の推進
- ② 「健やか親子21推進協議会」の設置
- ③ 具体的課題を明確にした目標の設定

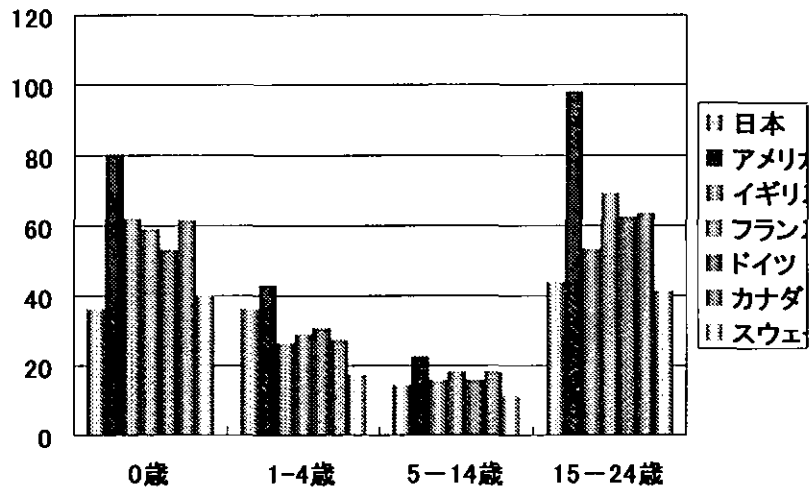
乳幼児死亡率の年次推移



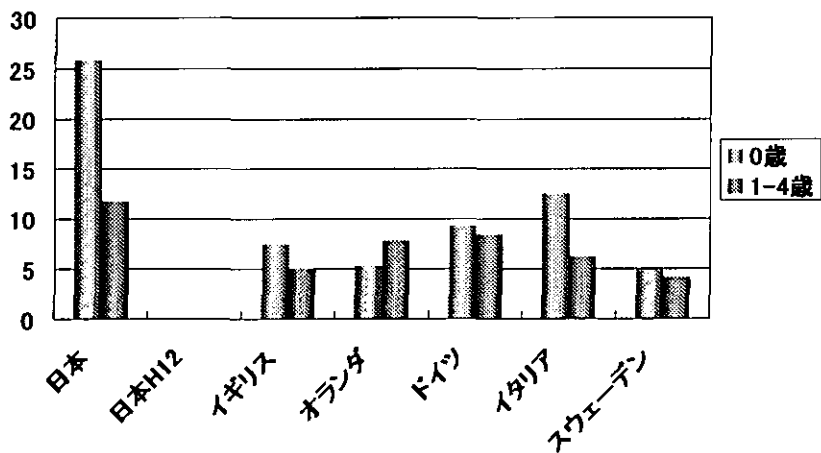
乳幼児死亡の国際比較



乳幼児死亡の国際比較



不慮の事故による乳幼児死亡の国際比較



1-4 「健やか親子 21」の推進方策

1. 基本理念

1986年のWHO国際会議で提唱された公衆衛生戦略であるヘルスプロモーションにおく

2. 推進方策

- ① 各団体の取り組み内容の明確化と自主的活動の推進
- ② 「健やか親子 21 推進協議会」の設置
- ③ 具体的課題を明確にした目標の設定

2-4 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

1. 問題認識

① 母子保健での心の健康は

- 1) 両親の育児不安・ストレスと子どもの心の関係
- 2) 児童虐待に代表される親子関係

② 乳幼児期の子どもの心の発達は、一番身近な養育者（母親）の心の状態と密接に関係があり、乳幼児期の子どもの心の健康のためには母親が育児を楽しめるような育児環境の整備が不可欠

③ 母親の不安を軽減し、育児を楽しみ、子どもの豊かな心の成長を育むための取り組みを全国的に総合的に取り組むことの必要性

2. 取り組みの方向性

- ① 育児に焦点を当てた心の問題の観点からのケアシステムの構築
- ② 母子健康手帳の交付から始まる地域母子保健と、妊産婦健診から始まる地域医療との融合、連続性の担保
- ③ 地域保健・地域医療での対応が児童虐待の予防と早期発見及び再発予防に大きな役割を果たすことの認識を持つこと

2-4 具体的な取り組み

(1) 子どもの心と育児不安対策

- ① 地域母子保健を育児支援の観点から見直す。乳幼児健診を親子関係、親子の心の状態の観察、育児交流の場として活用
- ② 保健所はハイリスク集団の衆参記から退院後のケアシステムの構築と福祉分野との連携、民間育児グループの育成を図る
- ③ 産科は妊婦の育児への意識、不安のチェックと地域保健、小児科との連携により、親子の愛着形成を促進する
- ④ 小児科は子どもの心の問題に対応できる体制を整備する

(1) 児童虐待対策

- ① 保健所・市町村保健センター等では児童虐待対策を母子保健の主要事業の一つとして明確に位置付け、積極的な活動を展開

基本的な事項

○基本理念

父母その他の保護者が子育ての第一義的責任者であり、子育ての意義についての理解を深め、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮する

○策定の目的

10年間の集中的・計画的取り組みを推進するために目標、内容、実施時期を定める

○関係者の連携

市町村および都道府県内の関係部局間の連携

市町村および都道府県ならびに市町村間の連携

国、地方公共団体等と一般事業主との連携

○次世代育成協議会の活用

基本的な視点（市町村行動計画）

- (1) 子どもの視点
- (2) 次代の親づくりという視点
- (3) サービス利用者の視点
- (4) 社会全体による支援の視点
- (5) 全ての子どもと家庭への支援の視点
- (6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- (7) サービスの質の視点
- (8) 地域特性の視点

必要な手続き（市町村行動計画）

- (1) 現状の分析
- (2) ニーズ調査の実施
- (3) 住民参加と情報公開

策定の時期（市町村行動計画）

- (1) 平成17年3月までに策定
- (2) 5年を1期
- (3) 21年に見直しをし、22年から26年の計画を策定

点検と推進体制（市町村行動計画）

- (1) 全庁的な体制の下に、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検する
- (2) 毎年少なくとも1回は、実施状況を公表する：広報誌、ホームページなど（第8条第5項）
- (3) 住民の意見を聞き、見直しに反映させる

内容に関する事項（市町村行動計画）

- (1) 地域における子育て支援

○地域における子育て支援サービスの充実

児童及びその保護者またはその他の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業

保育所の他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行う事業

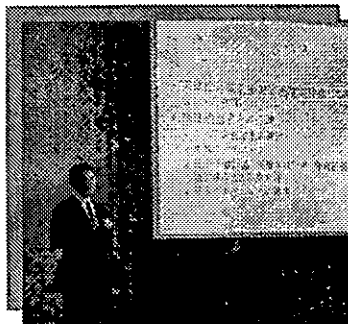
市町村における子育て支援事業に関する情報提供、相談及び助言ならびに斡旋、調整および要請等の実施

○保育サービスの充実

○子育て支援ネットワークづくり

○児童健全育成

○その他 高齢者の参画など



(2) 母性ならびに乳児および幼児の健康の確保及び推進

「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえたものとする

○子どもや母親の健康確保

○食育の推進

○思春期保健対策の充実

○小児医療の充実

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の確保

(4) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

(6) 子どもの安全の確保

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進



今、何をすべきか？

○次世代育成支援対策地域協議会（地域協議会）への参加

○福祉担当者との連携

ニーズ調査結果の検討

地域住民のニーズ

母子保健計画、児童育成計画、保育計画、地域福祉計画などとの整合性

子育て支援 NPO との連携

「健やか親子21」公式ホームページ

- 母子保健計画の2010年までの国民計画運動 -

目次



健やか親子21

作成: 2001年5月18日
更新: 2004年1月15日
001911:75

「健やか親子21」について	イベントと関係会情報
取り組みのデータベース	母子保健・産後ケアデータベース
取り組みの目標値	地方計画
推進協議会	e-サポート
学校関係	リンク

サイトマップ

トピックス

- ◎「健やか親子21」の活用制などWebデザインをアップしました。
- ◎1月末に福岡県で開業される産後ケアの施設を掲載しました。
- ◎「健やか親子21」のリニューアルを掲載しました。
- ◎「健やか親子21」全国大会の概要と写真を掲載しました。
- ◎最新の推進協議会活動情報を掲載しました。

自治体のトピックスはこちら

このホームページは皆様と共に作っていくページです。

取り組みのデータベースは、各自治体の皆様が利活用していくためのものです。今後は是非ご活用ください。



健やか親子21 取り組みのデータベース

地域や団体の取り組み(事業)を検索・登録できるデータベースです。

キーワードを入力して下す

キーワード(得意)検索

詳細検索

登録・修正

取り組み(事業)の登録はこちらから



子どもの事業系統の取り組みをしている地域は?

◎使用の手引き

◎データベースについて

◎マージングリスト(ML)のご案内

◎母子保健・産後ケアデータベース



新卒の地域の取り組みを紹介したい!

スタッフが手伝ってくれたら、どんな取り組みができるの?

みんなで作ってみんなで活用しましょう!



「健やか親子21」(母子保健の2010年までの国民計画)に際して、都道府県、保健所、区市町村、医療機関および関係団体が実施する母子保健サービスなどの取り組みのデータベースです。関係地域における健やか親子21の連携促進を図ることを目的として、これを活用することによって、市町村等関係団体の連携を高め、健やか親子21推進に役立てることを目的としています。